

令和8年6月12日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 藪 弘道

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件 名 令和8年度新発田地区砕石等単価契約
- 2 購入物品及び数量 別紙「令和8年度新発田地区砕石等単価契約書（案）」、「仕様書」のとおり
- 3 契約条項等 別紙「令和8年度新発田地区砕石等単価契約書（案）」のとおり
- 4 納入場所 下越森林管理署管内新発田地区
(中条・黒川森林事務所管内、川東森林事務所管内、村杉森林事務所管内及び各作業道、製品生産事業地外)
- 5 見積書等提出の日時・場所 日時：令和8年6月29日（月）午後3時30分まで
場所：〒957-0052 新潟県新発田市大手町4丁目4-15 下越森林管理署
総務グループ（総括事務管理官）
e-mail：ks_kaetsu_postmaster@maff.go.jp
※電子調達システムによる提出をお願いします。
※電子調達システムで提出することができない場合は、上記へ持参又は郵送、電子メールによる提出を認めます。ただし、郵送の場合は配達証明郵便で令和8年6月26日（金）午後3時00分までに必着とします。
(提出方法は別紙「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」2による。)
- 6 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」又は「物品の製造」に登録されている者であって「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。
- 7 提出書類 (1) 見積書
※電子調達システム、紙で提出する場合の見積額は税抜金額を記載し、必ず日付を記載してください。
※宛名は分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長としてください。
(2) 上記6に定める資格を証明できる書類の写し。
(3) 当該物件を納入することが可能と認められる証明書類で、以下の内容が確認できるもの。

- ① 調達予定プラント
- ② プラントの砕石製造能力（調達規格の製造能力確認）

※注意事項

- ・ 上記（２）、（３）の資料提出に当たっては別紙「競争参加資格確認申請書」を添付し、提出してください。
- ・ 紙で提出する場合は上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「〈件名〉見積書在中」と朱書きで記載の上、提出してください。

8 契約の締結日 見積採用の日から 7 日以内

9 そ の 他 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を下記 URL より必ず確認してください。

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoro_e.html

10 添 付 資 料

- (1) 競争参加資格確認申請書
- (2) 令和 8 年度新発田地区砕石等単価契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項
- (5) 見積書

担 当：総務グループ 総括事務管理官
電 話：0254-22-4146

(別紙)

競争参加資格確認申請書

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官

下越森林管理署長 藪 弘道 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和8年6月 日付けで入札公告のありました「令和8年度新発田地区碎石等単価契約」に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 令和7・8・9年度全省庁統一の一般競争参加資格の「資格審査結果通知書」の写し

2 本入札説明資料に示す、当該物品を納入可能と証明する書類

【添付資料例】

- ・過去の碎石等単価契約書（①、②を示す資料）
- ・碎石等調達先のプラント資料（①を示す資料）
- ・当該プラントが全調達対象資材を製造している資料（②を示す資料）
- ・その他、上記証明書類以外で当該物件を納入することを証明する任意の資料

※注意事項

- （1）上記2については提出する添付資料に合わせて記載すること。
- （2）過去の碎石等単価契約書は、①及び②の証明資料となるが、契約不適合等の事案があった契約書は認めない。
- （3）過去に碎石等単価契約の実績がない場合は、全規格の碎石を納入可能である旨の証明書を提出すること。

令和8年度新発田地区碎石等単価契約書（案）

契約条件

1 契約予定総額 円

内		訳		
碎石等の規格・品質	予定数量	単 価	予定総額	備 考
再生碎石 0-40mm	234 m ³	円	円	0-40mmは再生材とする。
消費税相当額		円	円	
合 計			円	

2 契約期間 令和8年 月 日～令和8年12月11日

3 納入場所 下越森林管理署管内新発田地区
(中条・黒川森林事務所管内、川東森林事務所管内、村杉森林事務所管内及び各作業道製品生産事業地外)

4 契約保証金 免除

上記の物品売買について下記条件により売買契約を締結し、本書2通を作成して、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

買受人 住所
氏名 印

売渡人 住所
氏名 印

(総 則)

第1条 売渡人は頭書の金額をもって頭書の物品を契約期間内において、買受人が別紙納品指示書により契約物品の納入指示をしたときは、買受人が指定した数量を指定職員の指示する納入場所に、納入期限内に納入するものとする。

(権利義務の委任譲渡)

第2条 売渡人は、この契約によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に委任又は譲渡してはならない。ただし、書面により買受人の承認を受けた場合はその限りでない。

(引渡し及び検査)

第3条 売渡人は契約物品を納入したときは、その旨買受人に通知して買受人又は買受人の命じた職員の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

2 買受人は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 売渡人は品質、形状、数量等に関し、検査の結果不合格のものがあつたときは、返戻、引換、数量の増減又は価格の変更等を要求されても、異議を申し立てないものとする。

(代金の請求)

第4条 売渡人は当該月分の納入代金を毎月末日で締め切り、その翌月に売渡人は買受人に請求するものとする。

(代金の支払)

第5条 買受人は、適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延の利息)

第6条 買受人の責に帰する理由により支払期限を超過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率の遅延利息を売渡人に支払うものとする。

(納入期間の延長及び遅滞違約金)

第7条 売渡人は納入期限内に物品を納入することができないときは、納入期限の前日までに、その事由を明らかにした書面により、納入期限の延期を買受人に申し出て、買受人の承認を受けるものとする。

2 売渡人は天災その他不可抗力による場合を除き納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の予定金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を買受人に支払うものとする。

3 買受人は、売渡人が納入期限までに義務を履行しなかつたことにより生じた直接及び間接の損害について、売渡人に対してその賠償を請求することができる。

(納品の変更、中止)

第8条 買受人は必要がある場合には、契約数量、金額等について変更し若しくは納品を一時中止し、又はこれを打切ることができる。

2 前項の場合において、契約数量、金額、納入期限等について増変更のある場合には、買受人と売渡人とが協議して、変更契約書を取り交わすものとする。

3 物品の数量は、頭書のとおりとするが、これに異動を生じ又は納品皆無のものが

あっても意義を申し立てないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、買受人は、自ら選択により、売渡人に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、売渡人は買受人に不当な負担を課するものでないときは、買受人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、買受人が相当の期間を定めて履行の追完の勧告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買受人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、勧告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 売渡人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、買受人がこの項の勧告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 買受人が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、買受人は、当該履行の追完期間に応じて第7条第2項の規程に準じて計算した金額を売渡人に対し請求することができる。

4 買受人は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

5 受渡人は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に売渡人に対して通知するものとする。

6 履行の追完に必要な一切の費用は、売渡人の負担とする。

(買受人の勧告による解除権)

第10条 買受人は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の勧告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 売渡人が契約上の義務を履行しないとき、又は売渡人が契約を履行する見込みがないと買受人が認めたとき。

(2) 第3条による検査に合格しなかったとき。

(3) 第9条1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は売渡人が同項に規定する買受人の請求に応じないとき。

(4) 前三号に定めるもののほか、売渡人がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(5) この契約の履行に関し、売渡人に不正又は不誠実な行為があったと買受人が認めたとき。

(買受人の勧告によらない解除権)

第11条 買受人は、売渡人が次項の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 売渡人がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は売渡人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的

を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 売渡人に破産手続開始、再生手続開始又は更正手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

(6) 売渡人が、規制行為能力者となり又は居所不明になったとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、売渡人がその債務の履行をせず、売渡人が前条の勧告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、買受人は、前条の勧告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 売渡人がその債務の一部の履行を拒絶する意思が明確に表示したとき。

(買受人の責めに帰すべき事由による場合)

第12条 債務の不履行が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(買受人の任意解除権)

第13条 買受人は、第10条又は第11条に定める場合のほか、買受人の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合は、買受人は売渡人に対して契約の解除前に発生した売渡人の損害を賠償するものとする。

(買受人の損害賠償請求等)

第14条 買受人は、第7条第3項又は第9条第4項に規定する場合のほか、売渡人がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、買受人は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして売渡人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、買受人は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 売渡人がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(売渡人の解除権)

第15条 売渡人は下記各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、買受人は売渡人に違約金を支払わないものとする。

(1) 買受人が第8条第1項により数量、金額等を変更し若しくは納品を一部中止し又は打切ったため、契約金額が3分の1以下に減少したとき。

(2) 買受人が第8条第1項により納品を一時中止したとき、中止期間が契約期間の3分の2以上に達したとき。

(3) 買受人がこの契約に違反した結果、物品納入が不可能となったとき。

(違約金)

第16条 第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除された場合においては、買受人は売渡人に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
- (1) 売渡人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 売渡人について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 売渡人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務等
- 3 買受人は、第15条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより売渡人に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(解約時の支払)

第17条 買受人は、この契約が解除となった場合、検査に合格した既納物品に対しては、検査数量に応じて計算した金額を売渡人に支払わなければならない。

(違約金の相殺)

第18条 この契約において、売渡人より買受人に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、買受人の収納すべき金額が売渡人の債権額を超過するときは、売渡人は当該金額を買受人の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第19条 買受人は、この契約に関し、売渡人が次の各号の一に該当するときは、何らの勧告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 売渡人又は売渡人の代理人(売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 売渡人は、この契約に関して、売渡人又は売渡人の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を買受人に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第20条 売渡人は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、買受人が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として買受人が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行

ったとき。

- (4) 売渡人又は売渡人の代理人(売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 売渡人は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として買受人が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、売渡人又は売渡人の代理人(売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 売渡人が買受人に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 売渡人は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、買受人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、買受人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約外の事項)

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて買受人と売渡人とが協議して定めるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第22条 この契約について紛争を生じたときは、買受人と売渡人とが協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(特約条項)

別紙1のとおり

別紙

納品指示書

(砕石等)

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 藪 弘道

(担当：業務グループ森林整備官(土木))

令和8年度新発田地区砕石等単価契約書(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け契約)
第1条により、下記物品を令和 年 月 日までに納品願いたい。

No.	砕石等の規格 (mm)	納入場所	数量	単位	単価	金額	備考
	再生砕石 0-40mm	〇〇林道					

上記物品を検査し完納したことを認めます。

令和 年 月 日

検査員

別紙1

暴力団排除に関する特約条項

- (属性要件に基づく契約解除)
- 第1条 買受人は、売渡人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (行為要件に基づく契約解除)
- 第2条 買受人は、売渡人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- (表明確約)
- 第3条 売渡人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 売渡人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。))、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

- (再請負契約等に関する契約解除)
- 第4条 売渡人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにならなければならない。
- 2 買受人は、売渡人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

- (損害賠償)
- 第5条 買受人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場

合は、これにより売渡人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 売渡人は、買受人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、買受人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

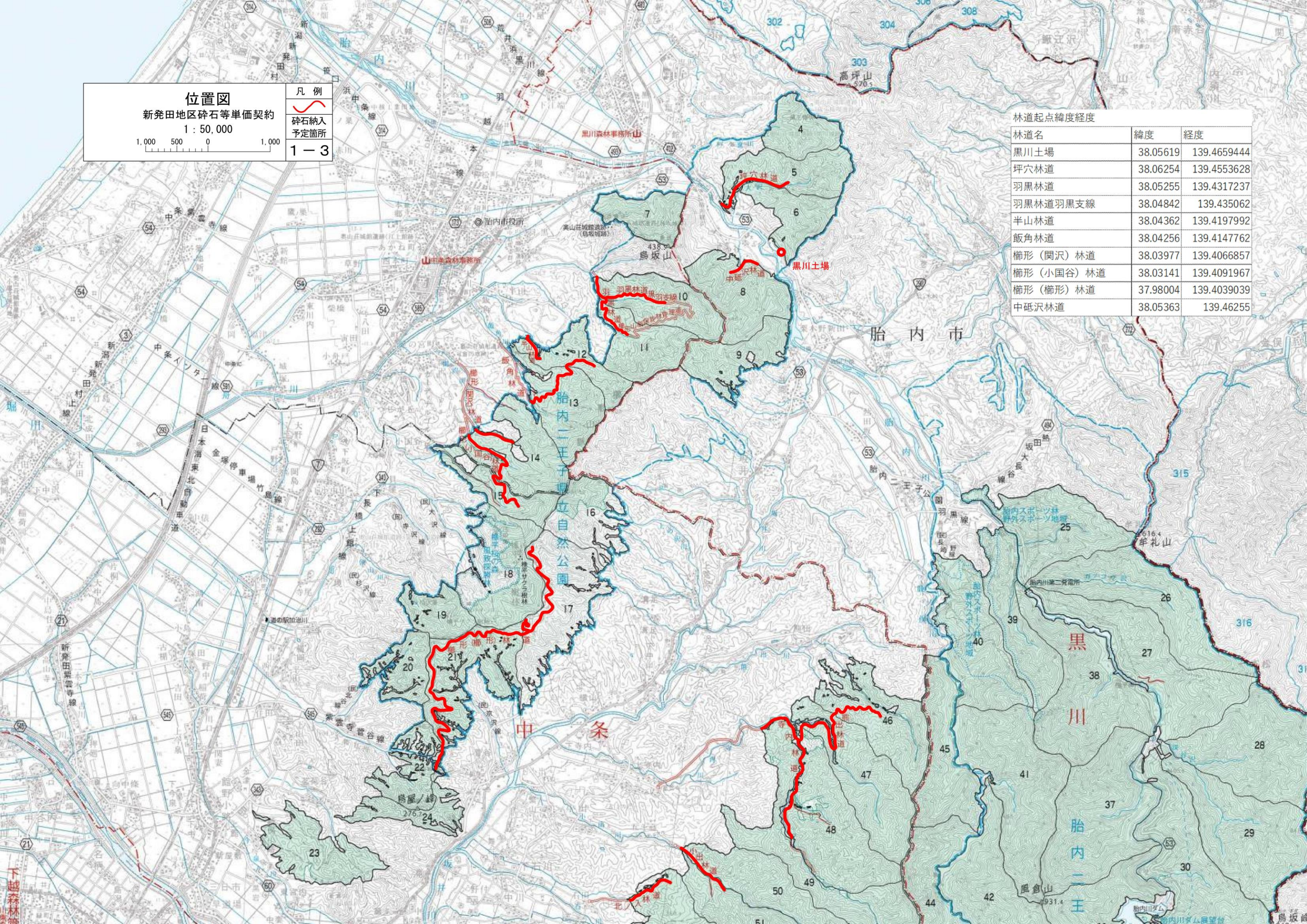
第6条 売渡人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を買受人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

位置図
 新発田地区砕石等単価契約
 1 : 50,000
 1,000 500 0 1,000

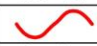
凡例
 砕石納入
 予定箇所
 1 - 3

林道起点緯度経度

林道名	緯度	経度
黒川土場	38.05619	139.4659444
坪穴林道	38.06254	139.4553628
羽黒林道	38.05255	139.4317237
羽黒林道羽黒支線	38.04842	139.435062
半山林道	38.04362	139.4197992
飯角林道	38.04256	139.4147762
楡形（関沢）林道	38.03977	139.4066857
楡形（小国谷）林道	38.03141	139.4091967
楡形（楡形）林道	37.98004	139.4039039
中砥沢林道	38.05363	139.46255

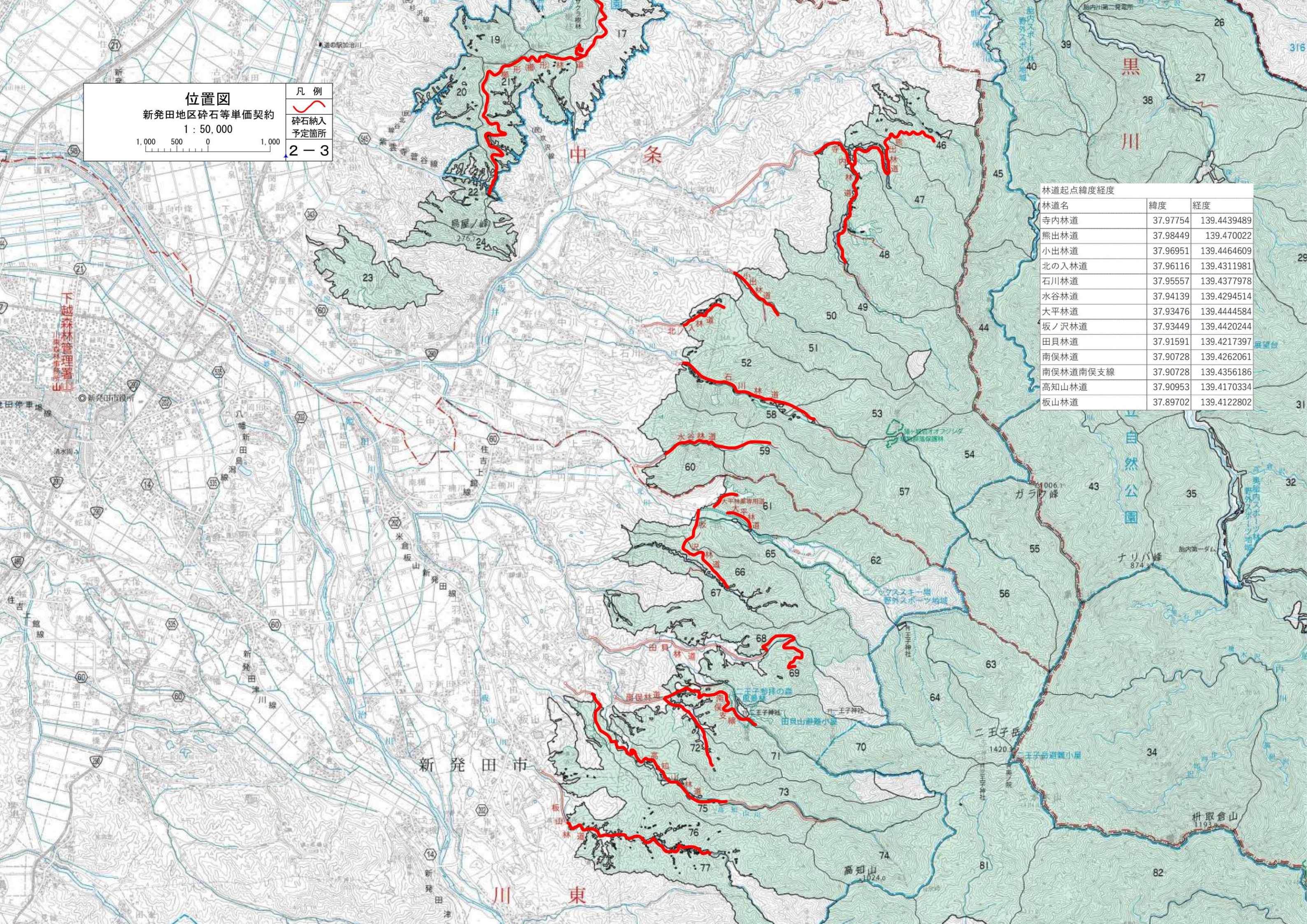


位置図
 新発田地区砕石等単価契約
 1 : 50,000
 1,000 500 0 1,000

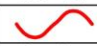
凡例
 砕石納入
 予定箇所
2-3

林道起点緯度経度

林道名	緯度	経度
寺内林道	37.97754	139.4439489
熊出林道	37.98449	139.470022
小出林道	37.96951	139.4464609
北の入林道	37.96116	139.4311981
石川林道	37.95557	139.4377978
水谷林道	37.94139	139.4294514
大平林道	37.93476	139.4444584
坂ノ沢林道	37.93449	139.4420244
田貝林道	37.91591	139.4217397
南俣林道	37.90728	139.4262061
南俣林道南俣支線	37.90728	139.4356186
高知山林道	37.90953	139.4170334
板山林道	37.89702	139.4122802

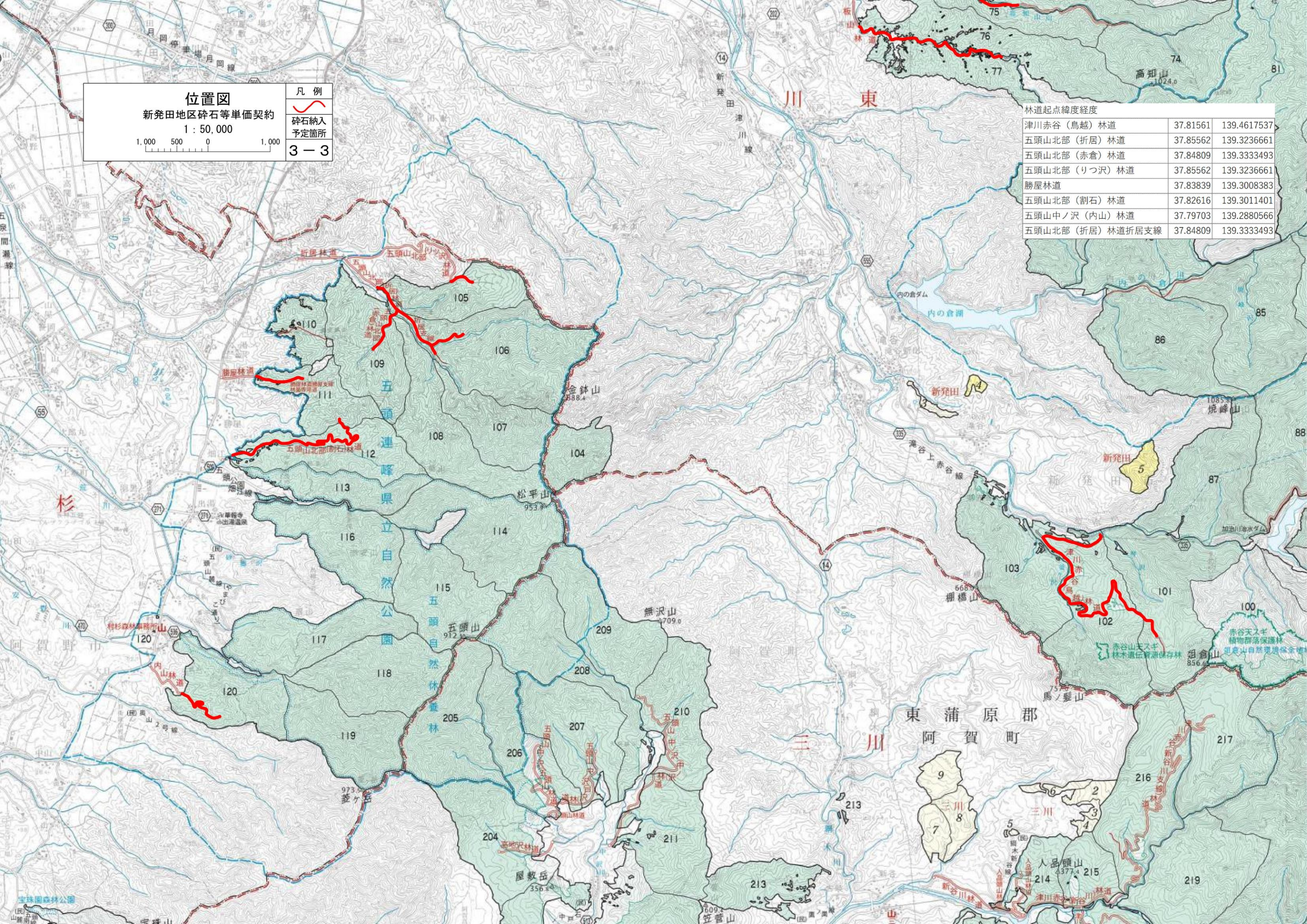


位置図
 新発田地区砕石等単価契約
 1 : 50,000
 1,000 500 0 1,000

凡例

 砕石納入
 予定箇所
3-3

林道起点緯度経度

津川赤谷（鳥越）林道	37.81561	139.4617537
五頭山北部（折居）林道	37.85562	139.3236661
五頭山北部（赤倉）林道	37.84809	139.3333493
五頭山北部（りつ沢）林道	37.85562	139.3236661
勝屋林道	37.83839	139.3008383
五頭山北部（割石）林道	37.82616	139.3011401
五頭山中ノ沢（内山）林道	37.79703	139.2880566
五頭山北部（折居）林道折居支線	37.84809	139.3333493



仕 様 書

1 物件番号 第1号

2 名 称 令和8年度新発田地区砕石等単価契約

3 規格及び予定数量等

砕石等の規格 (mm)	納 入 場 所	予定数量 (m ³)	備 考
再生砕石 0-40mm	中条・黒川森林事務所管内の林道 羽黒林道外14路線 川東森林事務所管内の林道 大平林道外7路線 村杉森林事務所管内の林道 勝屋林道外6路線 及び各作業道、製品生産事業地外 納入場所については、別紙「納品指示書 (砕石等)」により指示する。	234	再生材を納入すること。
計		234	

4 契約予定期間

契約の日から令和8年12月11日まで

5 納入時期及び納入数量

「指定する職員（以下「指定職員」という。）が別紙「納品指示書（砕石等）」により指定した数量を、指定された 期日までに納入する。

6 「指定職員」は次のとおり。

地区名	森林事務所名	指定する職員
新発田地区	中条・黒川森林事務所	中条森林事務所 森林整備官（経営）
	川東森林事務所	川東森林事務所 行政専門員
	村杉森林事務所	村杉森林事務所 行政専門員
	製品生産事業地外	下越森林管理署 主任森林整備官

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

別紙

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1) から (2) のほか、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2 見積書の提出先

下越森林管理署 総務グループ 総括事務管理官 (TEL 0254-22-4146)

〒957-0052 新潟県新発田市大手町4丁目4-15

※見積書を郵送する場合は、配達証明郵便にて締切日前日の午後3時00分迄の必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長」としてください。

3 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収又は契約書を作成します。(契約金額により省略する場合があります。)

4 その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

見 積 書

物件の名称 令和8年度新発田地区砕石等単価契約

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

札金額の内訳

砕石等の規格	予定数量等	単価(m ³ 当たり)	金 額
再生砕石0-40mm(再生材)	234 m ³	円	円
計=入札予定金額			円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額になること及び見積心得等記載事項、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、見積りいたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人